

第25回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日（金曜日）午後2時から午後3時まで

2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室

3. 出席委員（農業委員出席11名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席8名／定数9名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	長谷部実
	藤浦利吉	近藤正孝	金子さか江
	三島孝二		
農地利用最適化推進委員			
	石川清勝	藤関弘之	永井是充
	新美康弘	金原節子	加藤浩孝
	下島良一	杉浦孝明	

4. 欠席委員（農業委員0名、農地利用最適化推進委員1名）

磯貝孝弘

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選定について

第2 (1) 議案について (40件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件 2件

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の公告について 38件

(2) 報告事項について (19件)

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 1件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 15件

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件 1件

追加報告

報告第4号 生産緑地あっせん願の件 1件

報告第5号 生産緑地あっせん不成立の件 1件

6. 事務局・説明員

局 長 杉浦英樹 次 長 亀島弘樹 係 長 松井佑未子

主 事 片山大輔 主 事 石川修平

7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第25回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。20番委員より欠席の届け出がありました。よって、農業委員11名・推進委員8名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立していただきますことをご報告いたします。

それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は神谷昌明会長にお願いします。

会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議場
会長
会長 (「異議無し」の声)

それでは、4番委員、5番委員をお願いします。

次に、日程第2の議事に入ります。

議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。

受付番号1365番

◎◎町◎丁目◎◎番 畑 554㎡につきまして

□□町□丁目□□番地 □□□□ さん から

△△町△丁目△△番地 △△△△ さん へ 所有権移転の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。

この農地は、市街化調整区域の農地です。

対価は、〇〇円、坪単価は約〇〇円です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、

第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が2,385㎡、畑が2,647㎡の計5,032㎡、貸付地は畑が328㎡。貸付地については1筆あり令和8年10月31日に利用権が終了し、利用権が切れ次第自作に戻すと伺っております。

農作業に従事する者は、農作業歴65年の△△さんと、50年の妻、15年の子の計3名です。

通作距離は、自動車ですら4分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、△△さんが230日、妻が150日、子が90日です。△△さんは、高齢ですが健康であり、今後もまだ十分耕作が可能であると意見書がついております。

第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのこと。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

7月10日に、11番委員と事務局で、現場確認を実施しました。

地図は、32ページにあります。今回の土地取得によって集約化が進むため譲受人の経営地を灰色で示しております。

受付番号1366番

◎◎町◎丁目◎◎番 現況畑 977㎡につきまして、

□□町□丁目□□番地 □□□□ さん から

△△町△丁目△△番地 19番委員 へ 所有権移転の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は農業経営の廃止、譲受人は農業経営の拡大です。

この農地は、市街化調整区域の農地です。

対価は、〇〇円、坪単価は約〇〇円です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、

第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が20,431㎡、畑が2,399㎡の計22,830㎡、借入地は田が536,018、畑が476㎡の計536,494㎡です。経営地は合計559,324㎡です。

農作業に従事する者は、農作業歴40年の19番委員と、25年の妻、55年の母の計3名です。

通作距離は、自動車ですら2分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、19番委員が300日、妻が300日、母が250日です。

第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのことでした。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

7月9日に、5番委員、15番委員と事務局で、現場確認を実施しました。

地図は、33ページにあります。今回の土地取得によって集約化が進むため譲受人の経営地を灰色で示しております。

会 長 ありがとうございます。

只今の説明に関連して、現場確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1365番について11番委員をお願いします。

11番委員 先日、事務局と現場確認に行きました。譲渡人の□□さんは高齢で施設に入所されているとのこと、農業経営は出来ないだろうと以前から聞いていました。今回の対象地ですが△△さんの元々の所有地の隣地であり、かつ、所有地に農作業器具を入れている小屋があるのでわざわざ農機具を持ち出すこともありませんので、△△さんにとってはかなり利便性がある土地かと思われます。

対象地については、土が起こされていまして問題ないと思います。

会 長 ありがとうございます。

5番委員 続いて、受付番号1366番についてです。5番委員お願いします。
事務局と15番委員と現場確認を実施しました。対象地について、土がきれいに起こされていたので問題ないと思われま

会長 ありがとうございます。
続いて、15番委員お願いします。

15番委員 5番委員と同意見です。
会長 ありがとうございます。
全体の審議に入る前に出席委員の関連議案を先決します。
19番委員の案件を先決します。

19番委員 (退席)
会長 19番委員の案件は、受付番号1366番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
19番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議場 (「異議無し」の声)
会長 異議もございませんので、19番委員関連の受付番号1366番は、原案のとおり決定しました。

19番委員 (自席に戻る)
会長 それでは、先決1件を除く1件について、質疑に入ります。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議場 (「異議無し」の声)
会長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
会長 次に議案第2号、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。
事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局 2ページをお開きください。
議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について説明致します。
中間管理法に基づき碧南市から農用地利用集積等促進計画(案)についての意見を求められましたので、審議いただくとともに、農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。1件訂正がございます。本日机の上に置かせていただいた差し替え資料をご覧ください。受付番号1404番につきまして、当初の議案では3,587㎡貸借するものでしたが、地区審査会后に、斜面等作付けが困難な部分を除く2,500㎡について貸し付けを行う意向が貸し手・借り手双方に確認できたため、面積を修正しました。失礼いたしました。
修正を反映いたしまして、一覧表の面積も修正となります。本日お配りした差し替え資料の一覧表をご覧ください。
案件は全て貸借権設定で、合計件数38件、合計面積74,796㎡です。内訳は、

田3, 211㎡、畑71, 585㎡です。

この農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が設定されます。以上です。

会 長 ありがとうございます。全体の審議に入る前に出席委員の関連議案を先決します。2番委員の案件を先決します。

2番委員 (退席)

会 長 2番委員の案件は、受付1368番、1379番、1387番です。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。2番委員関連について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、2番委員関連の受付番号1368番始め3件は、原案のとおり決定しました。

2番委員 (自席に戻る)

会 長 次に、3番委員、14番委員両委員の関連議案を先決します。

3番委員 (退席)

14番委員

会 長 3番、14番両委員の案件は、受付番号1370番です。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。3番、14番両委員関連について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、3番、14番両委員関連の受付番号1370番は、原案のとおり決定しました。

3番委員 (自席に戻る)

14番委員

会 長 次に、5番委員の案件を先決します。

5番委員 (退席)

会 長 5番委員の案件は、受付番号1404番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。5番委員関連について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、5番委員関連の受付番号1404番は、原案のとおり決定しました。

5番委員 (自席に戻る)

会 長 次に、6番委員の案件を先決します。

6番委員 (退席)

会 長 6番委員の案件は、受付番号1375番、1376番、1378番、1382番

です。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。6番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、6番委員関連の受付番号1375番始め4件は、原案のとおり決定しました。

6番委員 (自席に戻る)

会 長 それでは、先決9件を除く29件について、質疑に入ります。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

18番委員 会長。

会 長 18番委員。

18番委員 地区審査会でも話題になりましたが、今年度から利用権賃借料の記載内容について単位がバラバラとなっております。なぜ単位がバラバラになっているのか事務局より説明をお願いします。

事務局 今年度から利用権の設定方法が畑・田含めて中間管理機構による転貸に一本化された関係で、賃借料の支払いについては今後全てJAが対応することになりました。

今まで相対で利用権がついていた農地については貸し手・借り手間で価格の支払いが行われており、10アールあたりの金額で支払うと申請書に記載されていても実際は10アールあたりの金額+水利費等を支払っており、申請書と実際の支払いが乖離しているケースがありました。JAは支払い事務をする上で実際に支払う金額を把握する必要があるため、10アールあたりの金額で支払っていない際は1筆あたりの金額を記載するよう申請者に伝えております。その為、議案書に10アールあたりの金額と一筆あたりの金額が混在してしまっている状況です。

18番委員 分かりました。水利費を支払っているのに、今まで通りざっくり10アールあたり20,000円と利用権の申請書類に記載してしまうと水利費等その他の費用が支払われなくなってしまう恐れがあります。中には10年利用権を設定される方もいます。皆様、利用権を設定される際はトラブルを避けるため、水利費等も全て含めた金額を申請書に記載されるようご対応をお願いします。

16番委員 議案を確認すると1筆あたりの金額で記載されている案件ですが、計算すると10アールあたり20,000円で算出した金額と同値となっております。これはどういうことでしょうか。

17番委員 10アールあたり20,000円の内数に水利費が含まれていれば今までどおりの記載方法で問題無いと思われます。しかし、現状水利費等その他の費用が含まれているのか議案を見てもよく分からないので記載内容を改めていただきたい。

会 長 議案を見て水利費等支払われているか確認出来れば一番いいと思われるので、一度事務局で工夫していただけますでしょうか。

17番委員 一度、議案の反映方法については事務局で案を出して、会長・副会長と相談をし

たほうが良いと思われま

18番委員 今まで相対分については貸し手・借り手間で金額を決めていましたが、転貸に一本化されると金額の管理まで市も責任を負わなければいけない。しっかりと管理ができる体制にしていく必要があると思います。

会 長 他にはございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。

議 場 議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

会 長 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 1件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 15件

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知の件 1件

合計17件及び

追加報告

報告第4号 生産緑地あっせん願いの件 1件

報告第5号 生産緑地あっせん不成立の件 1件

合計19件

一括報告してください。

事務局 (報告)

会 長 ありがとうございます。

会 長 只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

会 長 それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。

会 長 続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。

会 長 無いようですので以上をもちまして、第25回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後3時閉会～